

公営林造成基金条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 16 号

公営林造成基金条例

(設置)

第 1 条 公営林の造成を行うとともに、林業の振興、災害の復旧その他特別の事件に要する経費の財源に充てるため、公営林造成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「公営林」とは、社団法人岩手県林業公社（以下「林業公社」という。）が、県及び国以外の者の所有する土地に、当該土地の所有者と締結した分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する分収造林契約に基づき地上権を設定して造林した森林のうち、県が林業公社の当該分収造林契約上の地位及び地上権を承継して造成する森林並びに分収林（林業公社が、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 9 条の契約に基づき造林した森林のうち、県が林業公社の当該契約上の地位を承継して造成する森林をいう。以下同じ。）をいう。

(財産の種類)

第 3 条 基金に属する財産の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公営林（分収林を除く。）に係る地上権及びその権利の目的たる土地の上に植栽された立木の共有持分
- (2) 分収林の分収木の共有持分
- (3) 前 2 号に掲げる財産の処分等による収入金及びその運用により取得した有価証券

(公営林の造成)

第 4 条 公営林の造成は、知事の策定する経営計画に基づいて行うものとする。

(公営林の管理)

第 5 条 知事は、公営林を常に良好の状態で管理し、かつ、最も効率的に経営することに努めなければならない。

(現金及び有価証券の管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、岩手県県有林事業特別会計歳入歳出予算に計上して公営林の造成事業費その他に充てるものとする。

(繰替運用)

第8条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 県有林造成基金条例（昭和39年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>県有林造成基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>昭和68年までに森林経営面積6万ヘクタールを目標に県有林の造成を行うとともに、林業の振興、災害の復旧その他特別の事件に要する経費の財源に充てるため、<u>県有林造成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>県行造林</u> 県及び国以外の者の所有する土地に、当該土地の所有者(以下「土地所有者」という。)と収益を分収することの約定で、地上権を設定して造林する森林をいう。</p> <p>(3) <u>部分林</u> <u>国有林野に収益を分収することの約定で造林する森林をいう。</u></p> <p>2 <u>前項第2号</u>の収益分収の割合は、県100分の60土地所有者100分の40とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(財産の種類)</p>	<p><u>県営林造成基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>県営林の造成を行うとともに、林業の振興、災害の復旧その他特別の事件に要する経費の財源に充てるため、<u>県営林造成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(定義等)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>県営林</u> <u>県有模範林及び県行造林をいう。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>県行造林</u> 県及び国以外の者の所有する土地に、当該土地の所有者(以下「土地所有者」という。)と収益を分収することの約定で、地上権を設定して造林する森林 <u>(<u>公営林造成基金条例</u>（平成19年岩手県条例第16号）第2条に規定する公営林を除く。)</u>をいう。</p> <p>2 <u>前項第3号</u>の収益分収の割合は、県100分の60土地所有者100分の40とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(財産の種類)</p>

<p>第3条 基金に属する財産の種類は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>部分林の部分木の共有持分</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる財産の処分等による収入金及びその運用により取得した有価証券</u> (<u>県有林の造成</u>)</p> <p>第4条 <u>県有林</u>の造成は、知事の策定する経営計画に基づいて行うものとする。 (<u>県有林の管理</u>)</p> <p>第5条 知事は、<u>県有林</u>を常に良好の状態で管理し、かつ、最も効率的に経営することに努めなければならない。 (<u>運用益金の処理</u>)</p> <p>第7条 基金の運用から生ずる収益は、岩手県県有林事業特別会計歳入歳出予算に計上して<u>県有林の造成事業費</u>その他に充てるものとする。</p>	<p>第3条 基金に属する財産の種類は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる財産の処分等による収入金及びその運用により取得した有価証券</u> (<u>県営林の造成</u>)</p> <p>第4条 <u>県営林</u>の造成は、知事の策定する経営計画に基づいて行うものとする。 (<u>県営林の管理</u>)</p> <p>第5条 知事は、<u>県営林</u>を常に良好の状態で管理し、かつ、最も効率的に経営することに努めなければならない。 (<u>運用益金の処理</u>)</p> <p>第7条 基金の運用から生ずる収益は、岩手県県有林事業特別会計歳入歳出予算に計上して<u>県営林の造成事業費</u>その他に充てるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

3 岩手県県有林事業特別会計条例（昭和46年岩手県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 この特別会計においては、一般会計及び<u>県有林造成基金</u>からの繰入金及び<u>付属諸収入</u>をもってその歳入とし、事業費、一般会計への繰出金及び<u>付属諸支出</u>をもってその歳出とする。</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 この特別会計においては、一般会計、<u>県営林造成基金</u>及び<u>公営林造成基金</u>からの繰入金及び<u>付属諸収入</u>をもってその歳入とし、事業費、一般会計への繰出金及び<u>付属諸支出</u>をもってその歳出とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	